

最低制限価格の算定基準の運用について

東京都水道局では、当局の発注する設備工事について、最低制限価格の算定基準を下記のとおり運用し、試行として実施しますのでお知らせします。

※ 令和4年7月1日以降に公表を行う案件から、下記のとおり一部内容（赤字部）が変更となったものです。

記

1 適用対象

設備工事（別紙「設備工事対象業種一覧」）

2 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として次の算定式により案件ごとに算出した金額を設定します。

《算 定 式》

$$\text{設定金額}_{※_1} = (\text{①} \times \text{0.97} + \text{②} \times \text{0.9} + \text{③} \times \text{0.9} + \text{④} \times \text{0.68}) \times (1 + \text{消費税率})$$

※₁ ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10とし、設定金額が予定価格の9.2/10を超える場合にあっては予定価格の9.2/10とします。

※₂ 下線の数値については、小数点第4位に乱数（0.0000～0.0009）をそれぞれ設定します。

3 適用時期

令和4年7月1日以降に公表を行う案件から適用します。

（参考）調査基準価格の取扱い

調査基準価格については、次の算定基準を運用することとします。

$$\text{設定金額}_{※} = (\text{①} \times \text{0.97} + \text{②} \times \text{0.9} + \text{③} \times \text{0.9} + \text{④} \times \text{0.68}) \times (1 + \text{消費税率})$$

※ ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10とし、設定金額が予定価格の9.2/10を超える場合にあっては予定価格の9.2/10とします。

【問い合わせ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）

直通（03）5320－6402

設備工事対象業種一覧

業種番号	業種名
8	電気工事
9	給排水衛生工事
10	空調工事
16	さく井
32	消火設備
33	電話・通信
34	拡声装置
35	畳
36	内装仕上
37	一般塗装
38	橋りょう塗装
39	防水
44	ポンプ据付け
47	ボイラー
48	エレベーター
49	電車線架線
50	地中線
51	鉄道信号装置
52	計装装置
53	沈砂池・沈殿池機械設備工事
55	送風機機械設備工事
56	ばっ気槽散気設備工事
57	汚泥脱水設備工事
58	消化槽機械設備工事
59	ガス貯留設備工事
60	公設ます工事
61	水道管更生工事
62	石綿処理
63	機械器具設置
64	屋根
66	金網さく
67	板金
68	サッシュ
69	シャッター
70	起重機
72	冷凍・冷蔵庫工事
74	道路標識設置
75	道路標示塗装

業種番号	業種名
76	ガードレール
77	モルタル吹付け
78	植生
79	運動器具設置
80	テレビ共聴工事
81	防音壁・しゃ音壁
82	舞台装置
84	と場施設
87	P Cタンク
91	すべり止め舗装
92	樹脂塗装
93	陸上信号機
94	伸縮継手
95	鉄鋼加工
96	ウェルポイント
97	パイプライニング
98	脱硫・脱臭
99(01)	基準タンク
99(02)	安全溝設置
99(04)	空気搬送
99(06)	床版補強
99(07)	電源設備
99(08)	発電設備
99(09)	電気防食
99(10)	給湯器・浴槽設備工事
99(11)	床仕上
99(12)	放射線防御
99(14)	飛散防止工事
99(15)	ろ過層処理
99(17)	厨房
99(20)	石工事
99(23)	自動ドア装置
99(24)	強化樹脂板取付
99(25)	医療ガス配管
99(26)	高圧ガス配管
99(30)	集じん装置
99(33)	タイル工事